

# 電気通信事業法施行規則等の一部改正について

## I 改正の背景

平成 19 年 3 月 30 日付け情報通信審議会答申「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」(情審通第 34 号。以下「答申」という。)において提言された第一種指定電気通信設備に係る措置事項のうち、省令改正を要する次の事項について規定整備するものである。

1. スタックテストに関する根拠規定の整備(接続料規則(平成 12 年郵政省令第 64 号)改正)
2. 事後精算制度の廃止及び事前に接続料が確定する方式の導入(接続料規則改正)
3. 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT東西」という。)の電柱等におけるコロケーションルールの整備(電気通信事業法施行規則((昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「施行規則」という。)改正)

## II 主な改正の概要

### 1. 接続料規則改正

#### (1) スタックテストに関する根拠規定の整備

接続料水準の妥当性を検証するための仕組みとして運用されているスタックテストの一層の透明性を確保する観点から、次のとおり、スタックテストを実施する根拠規定を整備。【接続料規則第 14 条第 4 項】

- 接続料規則第 14 条(接続料設定の原則)第 4 項に、  
「接続料の水準は、第一種指定電気通信設備を設置する事業者と接続事業者との間に不当な競争を引き起こさないものとなるように設定するものとする」旨を規定。

## ■ 答申抜粋(p. 11)

### 1. 接続料と利用者料金との関係の検証(スタックテスト)に係る見直し

スタックテストは、接続料水準の妥当性を検証するための仕組みであるが、現行の接続料規則においては、接続料の水準に係る規定が存在しないことから、実態として、電気通信事業法第 33 条第4項第2号(※)に規定する接続料の公正妥当性を検証する仕組みとして運用されている。

しかしながら、制度の一層の透明性を確保する観点からは、接続料に関する事項は、可能な限り接続料規則に規定されていることが望ましいと考えられる。

したがって、当該制度の一層の透明性を確保するため、スタックテストを実施する根拠を接続料規則に規定することが適当である。具体的には、例えば、接続料規則第 14 条(接続料設定の原則)に、「接続料の水準は、第一種指定電気通信設備を設置する事業者と接続事業者との間に不当な競争を引き起こさないものとなるように設定するものとする」旨を規定することが適当である。

【参考】 電気通信事業法(第 33 条第4項第2号)

- 二 接続料が能率的な経営の下における適正な原価を算定するものとして総務省令で定める方法により算定された原価に照らして公正妥当なものであること。

### (2) 事後精算制度の廃止及び事前に接続料が確定する方式の導入

平成 20 年度以降の接続料(長期増分費用方式に基づき算定されるもの、キャリアズレートが適用されるもの、新規かつ今後相当の需要の増加が見込まれるサービスに係るものを除く。)に適用。

ア 精算事務の負担軽減を図るとともに接続料の予見性を確保するため、次のとおり規定を整備。

- ① 適用年度の実績値が判明した後に、当該実績値に基づいて算出される接続料と実際に適用された接続料との間のかい離分の 1/2 を精算するという事後精算(タイムラグ精算)制度を廃止すること。

【接続料規則第 22 条:削除】

- ② 原則として、直近の実績に基づき接続料を算定した上で、適用年度実績とのかい離分を「調整額」として次期接続料の原価に算入すること。

【接続料規則第 12 条の2】

#### 【調整額の具体的な算入方法】

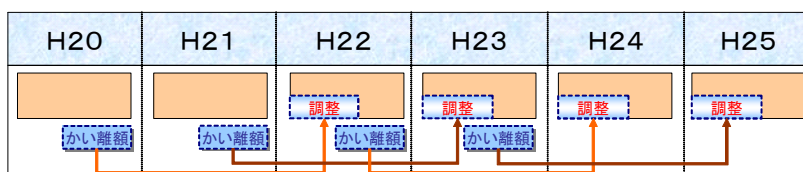
a) 基本的な場合

調整額 = 前々年度のかい離額

b) 原価算定期間が一年を超える接続料の場合又は当該接続料を変更する場合

調整額 = 前々算定期間及び前算定期間のかい離額

(調整額のイメージ)



- イ 調整額が過大になることにより接続料が急激に変動することを防ぐため、接続料原価の算定に際し、直近の実績値に代えて予測値を用いることや、一年を超える原価算定期間を設定できるように規定を整備。

【接続料規則第8条第2項第2号】

■答申抜粋(p.21・22)

2. 事後精算制度の見直し

現行の事後精算制度は、適用年度の実績をより実態に近い形で接続料に反映させるという点では望ましいものの、事後に支払額が決定する仕組みであるため、予見性の確保という観点からは問題があり、また複数回に及ぶ精算は実務上煩瑣な面がある。このため、接続料の適正性が確保されることを前提として、事後精算制度を廃止し、接続料が事前に確定する方式に変更することが適当である。

ここで、新たな接続料算定方法としては、本項(2)の3案が考えられるが、これらの妥当性について比較検討すると、次の理由により、案③(前々年度実績に基づき算定した上で、適用年度実績とのかい離分については次期接続料の原価に算入する案)が最も妥当である。

(中略)

ただし、接続料原価に加算(減算)する過年度の予測値と実績値のかい離分は小さくなることが望ましいことから、当該かい離分が大きくなることがあらかじめ想定される場合であって過年度の需要の推移等を踏まえて適用年度の予測値を合理的に算出することが可能であると認められる場合は、前々年度の実績に代えて当該予測値を用いて接続料を算定することが適当である。

また、過年度の予測値と実績値のかい離分が著しく大きくなった場合には、当該かい離分の単年度当たりの算入額を小さくするため、当該かい離分の調整を複数年かけて行う(接続料原価の算定期間を複数年とする)ことが適当である。

したがって、案③を採用する場合には、上記の措置を講じられるようにするための制度整備を併せて行うことが必要である。

## 2. 施行規則改正

### ○ 電柱等におけるコロケーションルールの整備

き線点付近の電柱において加入ダークファイバと既存のメタル回線を接続しVDSLサービスを行う形態(FTTR:Fiber To The Remote terminal)の増加が見込まれること等を踏まえ、電柱等における円滑な接続を確保するため、コロケーションルール(施行規則第23条の4第2項第2号)の適用対象に電柱等を追加。

【施行規則第23条の4第2項第2号(同項第3号:削除)】

なお、電柱固有の事情を考慮し、電柱使用料の算定について、現時点において、すべての電柱における実際の添架状況を把握することが困難であることを踏まえ、取得固定資産額を基礎に接続料の原価算定方法に準じて電柱使用料を算定することを規定。

【施行規則第23条の4第2項第2号二(2)】

### ■ 答申抜粋(p.42、44)

#### 3. 電柱におけるコロケーションルール

しかしながら、今後、電柱上に接続事業者が電気通信設備を設置し、NTT東西の電気通信設備と相互接続するケースが増加していくことが見込まれることを踏まえれば、円滑な接続を確保する観点から、電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)を改正し、NTT東西の局舎等と同様に、電柱においてもコロケーションルールを整備することが適当である。

具体的には、電柱上での接続に関し、①コロケーションを行うために必要な情報の提供に係るルールの整備、②電柱の使用条件に係るルールの整備、③電柱の使用料に係るルールの整備を行うことが必要であり、併せて、当該ルールを適用する電柱の範囲についても整理することが必要である。

(中略)

#### ウ 電柱の使用料に係るルールの整備

また、その算定についても、局舎スペース等と同様、正味固定資産価額を用いる方法によることが適当ではあるが、現時点において、すべての電柱における実際の添架状況を把握することが困難であることを踏まえれば、当面、現行の電柱使用料の算定方法を継続することはやむを得ない。

ただし、その場合であっても、最新のデータを用いて改めて電柱使用料を算定することが適当である。また、電柱が、管路やとう道と同様の性格を持つ設備であることに鑑み、当該算定に用いる自己資本利益率については、これらと同様とすることが適当である。

(参考)

## 答申における指摘事項(制度整備・約款変更に係るもの)

(●は今回の諮問において措置するもの。)

### ■接続料と利用者料金の関係の検証(スタックテスト)に係る見直し

- スタックテストを実施する根拠を接続料規則に規定すること。
- スタックテストの検証区分、対象範囲及び検証方法等について、「スタックテストの運用に関するガイドライン(仮称)」を策定すること。

### ■事後精算制度の見直し

- 事後精算制度を廃止し、接続料が事前に確定する方式に変更すること。

### ■接続料債務の不履行リスクの扱い

- 管理部門が適切なリスク管理を行うことを前提として、管理部門において発生する貸倒損失について接続料原価の一部に算入すること。

### ■中継ダークファイバの扱い

- NTT東西において接続約款を変更し、不要な回線保留を抑制する仕組みにすること。
- NTT東西による迂回路や代替手段等に係る情報の開示を確保するため、接続に必要な情報の開示に係る告示<sup>1</sup>(以下「情報開示告示」という。)を改正すること。

### ■局舎スペース等の扱い

- NTT東西において接続約款を変更し、コロケーションリソースの過剰保留を抑制するための措置を講じること。
- 情報開示告示を改正し、提供不可であるコロケーションリソースについて提供が可能となった場合に、当該リソースの利用を希望している接続事業者に速やかに情報提供を行う等の措置が講じられるようにすること。
- NTT東西の局舎内に設置されている電気通信設備の安全確保に関して必要な規定をNTT東西の接続約款に加えること。
- 当審議会の情報通信技術分科会の審議結果を踏まえ、電気通信設備の安全・信頼性確保に向けた制度整備等、所要の措置を講じること。

<sup>1</sup> 平成13年6月11日総務省告示第395号

### ■電柱におけるコロケーションルール

- 施行規則を改正し、電柱においてもコロケーションルールを整備すること。
- 情報開示告示を改正し、コロケーションを行うために必要な情報の提供に係る事項が接続約款において明記されるようにすること。

### ■回線名義人情報の扱い

- NTT東西において契約約款を変更し、電話重畳型のDSLサービスについて、DSLサービスの利用者等からの申込みを可能とすること。

### ■加入ダークファイバ及び局内光ファイバの申込み手続の見直し

- NTT東西において接続約款を変更し、接続事業者が加入ダークファイバ及び局内光ファイバに係る申込みを接続開始までにキャンセルした場合、これに関して申込みからキャンセルの時点までに管理部門において実際に要した費用について、当該接続事業者が負担する仕組みとすること。
- NTT東西において接続約款を変更し、第一種指定電気通信設備の効率的な利用を確保する観点から、加入ダークファイバに係る接続の申込みがなされた後に工事日を確定するまでに通常要する期間を超えてもなお工事日の連絡がなされない場合、当該加入ダークファイバについて申込みが撤回されたものと見なすこととするなどの措置を講じること。